

一般質問

・働き方改革について



松下久己

問 従来型の働き方の見直しについて伺う

答 平成30年3月に改定した「御前崎市特定事業主行動計画」に基づき、年次休暇の取得促進や時間外労働縮減に向けた取り組みを推進し、週休日の振りかえ徹底、ノー残業デーの実施、時差勤務出勤やペーパーレス会議などワークスタイルの見直しを実施してきました。

問 ワークライフバランスの実現はできたのか

答 1月に、菊川市と協働でイクボス宣言を実施しました。また、職員が心身ともに健康で元気に職務を遂行できるよう、平成30年4月から毎月1回「職員何でも相談」を実施するとともに、メンタルヘルス研修やストレスチェックなど、職員の心理的なサポートを推進しています。

問 支援制度の充実について伺う

答 育児休業や共済組合による給付など、仕事と家庭の両立を支援するため既存諸制度の周知、妊娠中及び出産後における業務軽減措置、意識改革などを実施しています。また、来年4月から施行される会計年度任用職員制度により、臨時職員や非常勤職員の身分保障、勤務条件や給与処遇などの改善を行い、非正規職員のモチベーションや生産性を向上させることで、正規職員の負担軽減、行政サービスの向上に努めます。

問 長時間労働の是正は断行できたのか

答 法改正に伴い、御前崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則を一部改正し、原則1ヶ月45時間、1年360時間を上限にするなど、規則の整備を行っています。今後は、特定事業主行動計画に基づく取り組みに加え、国や他の自治体の取り組み事例を参考に、職員の働き方改革を進めていきます。

一般質問

・中小企業などへの振興について
・中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について



水野克尚

問 中小企業・小規模企業は国の99%、従業員の7割で、日本の経済の基礎を形成しています。東日本大震災後、原発の停止から市の経済低迷が始まり、年々悪化しています。中小企業・小規模企業が活性化策、振興策は

答 「企業立地奨励補助金」、「設備投資促進事業費補助金」があります。市単独の支援は「御前崎市企業誘致並びに市内企業育成資金利子補給金」があります。

問 中小企業にはあるが小規模企業への制度は「利子補給金」と「電源立地給付金」しかない。これでは振興策があるとは言えないのでは

答 後継者不足も問題です。で、その事業者の後継者をどう育てていくのか、この問題に取り組んでいきます。

問 静岡県では中小企業・小規模企業振興条例を制定しま

した。これを機に近隣の掛川市、菊川市、牧之原市などでも制定するように総合的に推進していきます。御前崎市における中小企業・小規模事業振興条例についての考

答 中小企業や小規模企業は、経済を支える大変重要な存在であり振興に関する姿勢を明確にする必要があります。関係機関と協議を重ね、中小企業・小規模企業への支援活動に努め、合わせて条例制定に着手したいと考えています。

問 条例制定はスピード感が大切です。今後のスケジュールは

答 関係機関と協議を重ね条例の手続きを調整します。



静岡県 振興基本条例